

外国人留学生向けの経済支援について

文部科学省の下記ウェブサイトから抜粋して紹介します。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00006.htm

大学ウェブサイトでも随時お知らせしますので、そちらもよく読んでください。

◆特別定額給付金(国からの給付金)

住民基本台帳に載っている人であれば受け取れます。

特別定額給付金の案内(多言語)

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/download/>

◆国民健康保険料

減額、支払い免除の仕組みがあります。

住んでいる市区町村の国民健康保険担当課へ問い合わせてください。

◆電気・ガス・電話・水道料金・NHK受信料など

支払いを待ってもらえるように国からお願いしています。

くわしくは、契約しているところに問い合わせてください。

◆子どもがいる世帯への給付金

対象は、児童手当を以前から給付されている世帯で、給付金が追加で支給されます。

子育て世帯への臨時特別給付金について(内閣府)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

◆雇用調整助成金(アルバイトを休んでも、お金が給付されるようにする支援)

新型コロナウイルス感染症のためにアルバイトを休むように言われたら、アルバイト先はあなたに休業手当を支払う必要があります。くわしくは、働いている場所に問い合わせてください。もし働いている場所に相談するのがむずかしいときは、近くの労働局や労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 雇用調整助成金について(多言語)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612098.pdf>

◆在留資格の申請の期間を延長します

在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、在留期限の3か月後まで、申請を受け付けます。対象は、2020年の3月～7月中に在留期限をむかえる人です。

詳細:出入国在留管理庁

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>